

～ 巻頭言 ～



我が国の法制度整備支援と今後の展望

外務省国際協力局長
梅田 邦夫

先日、中国関係の本を読んでいると、「中国では大きな裁判は上の命令を聞き、普通の裁判は金の多少によって決める。小さな犯罪だけは法によって裁くのが常である。中国の司法は、共産党に牛耳られており、中国人にとって司法とは共産党の用心棒である。」との記述がありました。中国の現実を非常に的確に表していると思います。実際、中国では土地収用に係る幹部の腐敗や補償金について裁判に訴えても、公正な裁判が期待できないので、住民は集団抗議行動を起こすことが、不正を訴える唯一の手段になっています。私は2007年1月から2010年8月、北京の日本大使館で勤務しました。在留邦人や日本企業も様々なトラブルに巻き込まれています。当時大使館の同僚であった上野書記官（検事）、鎌倉書記官（裁判官）、三重野書記官（裁判官）は、合弁相手の中国人に邦人が監禁された事案、立ち退き要求に抵抗していた邦人の店が暴漢に襲撃された事案など、次から次と発生する「中国ならではの事案」に関して、在留邦人や日本企業支援のために獅子奮迅の活躍をされていたことを懐かしく思い出します。また、某日系大企業が被告となっていた事案では、審議が終了して、何年間も判決が出ない状態が続いていましたが、突然、何の前触れもなく有罪判決が出たことがありました。背景を色々と調べたところ、共産党の一部局から、最高裁判所を通じて担当裁判

所に早急に有罪判決を出すようにとの指示があったとの情報がありました。中国では、法律そのものは相当整備されてきていると思いますが、不正や腐敗が司法を通じて正されない統治のあり方に対し、中国国民の間に不満が確実に蓄積し、社会的緊張が高まっています。言い換えれば、中国においては経済力や軍事力は大国の域に達しているものの、法律に基づく「公正な社会」を実現できるか否かが、社会の根幹を揺るがしかねない最重要問題として浮上しています。

最近、中国の目を見張る経済発展と欧米や日本における経済苦境を比較して、中国的な統治のあり方が、自由民主主義体制より優れているのではないかと、多くの発展途上国においては、中国的な統治、経済モデルの方が国造りの手本になるとの意見があります。しかしながら、中国の現状をみるにつけ、司法の独立と法の支配が欠如したままの統治形態では、公正な社会の実現は容易でないと云わざるをえません。自由や民主主義、基本的人権といった普遍的価値をより多くの国々に定着させることが日本の国益にとって益々重要になっています。そして、言うまでもなく、その一環として法整備支援協力もその重要性を一段と増していると考えます。

日本が法制度整備支援の技術協力プロジェクトを

開始してから、約16年が経過しました。協力はベトナムから始まりましたが、協力の対象国は、関係者のご尽力によって徐々に増加し、今日では、狭義の法制度整備支援については経済法整備や和解調停制度整備も含めてアジア諸国10カ国、行政能力向上プロジェクト等も含めれば30カ国近くに及びます。課題別研修への参加国を含めれば更に多岐にわたります。協力内容も年々充実しています。

2009年4月には、「法制度整備支援に関する基本方針」が策定されました。その中で、法制度整備支援の目的として、①普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、及び健全なガバナンスの確立、②持続的成長のための環境整備及びグローバルなルールの遵守の確保、③我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化、日本企業の活動円滑化等が掲げられました。

現在、最も注目度の高いミャンマーにおいては、2011年3月の新政権発足後、民主化と経済改革、国民和解が精力的に推進されています。こうした動きを定着させるために、上述の「基本方針」に記載されている法の支配の確立やガバナンスの向上とともに、市場経済に合致した法令の整備にむけて、既に様々な協力が開始されています。アウン・サン・スーチー氏も、昨年からは法の支配がきちんと根づくことが、民主化の成功にとって最大の鍵であると繰り返し述べてきました。そして、2012年8月からは下院の「法の支配・平和安定委員会」の委員長として、活動しています。

これまで法制度整備支援を実施してきたインドネシアやベトナムにおいては、着実に成果を上げてきていますが、依然として、経済関係の立法措置やガイドライン整備のニーズがあります。更に、法令の執行・運用における改善が必要であり、支援の継続が求められています。例えば、ベトナムにおいては、

実体法の整備を中心とした支援プロジェクトの後、2007年からは、「法・司法制度改革支援プロジェクト」という名称の下、運用面に重点を移した支援を実施しています。また、バングラデシュについては、包摂的な経済成長の加速化と貧困からの脱却に取り組む基盤として、ガバナンスの強化が求められており、行政能力の向上に重点を置いた支援を実施しています。

我が国の法制度整備支援の特長は、現地に専門家を派遣して、相手国のカウンターパート機関との対話を進めながら、相手国の文化や歴史、発展段階、オーナーシップを尊重し、協働作業で国の実情に見合った法制度整備を行ってきていることです。さらに、法の起草・改正にとどまらず、法が適切に運用されるための基盤整備、法学教育、実務面での能力強化までを視野に入れた配慮の行き届いた支援がおこなわれています。当然のことながら、このような協力に対する関係国の評価は非常に高いものがあります。このような支援を可能にしているのは、法務省のみならず、学者や法律実務家の方々から積極的なサポートを得ているからであり、関係者の方々のご協力に心から感謝申し上げます。

政府全体の開発援助予算は、この15年間で半減しており、より効率的かつ戦略的な援助の実施が求められています。そのためには、具体的な支援の策定や実施において、法務総合研究所をはじめとする関係省庁、JICAのみならず、日本弁護士連合会、経済団体及び大学関係者をも含めたオールジャパンの連携が不可欠と考えます。関係者の方々からの指導とご協力を引き続きいただけるよう、宜しく願い申し上げます。